

山梨県立美術館附属デザインセンター施設整備業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続きを実施します。

令和6年7月24日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

本県では、令和10年に迎える県立美術館の開館50周年に向け、新たな歩みを進める方向性として、「新たな価値を生み出す山梨県立美術館ビジョン」を策定し、本ビジョンにおいて、県立美術館は、デザイン的な思考の発信や地域に根ざしたプロダクトの実現等により、地域が抱える課題に対し、デザイン的な解決の実現に貢献することとしている。

また、県総合計画においては、デザイン思考を活用した政策形成などにより、社会課題の解決やイノベーションの創出を図るとともに、アートと結びついた洗練されたデザインを生み出す支援として、美術館に附属するデザインセンターを整備することとしており、その役割等について、調査研究を進めてきた。

その結果や最新の知見も踏まえ、工業デザインにとどまらず、地域デザインや政策デザインにも取り組む総合型デザインセンターを、本年十一月に県庁防災新館に整備することとした。

本センターはデザイン思考を県内に波及させていくハブとなり、デザインので各産業の高付加価値化を推進するとともに、デザイン思考を活用した政策形成により、地域の活性化や社会課題の解決を図っていく必要がある。

また、美術館が蓄積してきた知見を活用し、地場産品などについて、アートと結びついた洗練されたデザインを生み出す支援を行っていく必要がある。

本件は、こうした活動を行うシンボリックな拠点として、更にデザイナー等のコミュニティの場となり、新たな価値やイノベーションを創出する拠点として、山梨県立美術館附属デザインセンターの施設を整備する業務である。

2 業務の内容

(1) 名称

山梨県立美術館附属デザインセンター施設整備業務

(2) 業務内容

別添「山梨県立美術館附属デザインセンター施設整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 提案上限額

55,428,340円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上

限度であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年11月13日(水)まで

3 企画提案に係る日程

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年7月24日(水) |
| (2) 現地説明・見学会参加申込書提出期限 | 令和6年7月31日(水) 午後5時 |
| (3) 現地説明・見学会 | 令和6年8月1日(木) 午後1時30分 |
| (4) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和6年8月8日(木) 午後5時 |
| (5) 質問票提出期限 | 令和6年8月8日(木) 午後5時 |
| (6) 参加資格審査結果通知 | 令和6年8月9日(金) 以降 |
| (7) 企画提案書提出期限 | 令和6年8月27日(火) 午後5時 |
| (8) 選定審査会 | 令和6年8月30日(金) 予定 |
| (9) 審査結果通知 | 令和6年8月30日(金) 以降 |

※メール及び文書にて通知

4 企画提案募集要項等の交付

- (1) 「山梨県文化振興・文化財課」ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/index.html>

- (2) (1)に掲載のない図面(電気設備、機械設備等)は令和6年8月1日の現地説明・見学会の際に配布する。

5 現地説明・見学会

整備場所を確認いただくため、現地説明・見学会を実施する。

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 開催日時 | 令和6年8月1日(木) 午後1時30分～ |
| (2) 開催場所 | 山梨県庁防災新館2階 |
| (3) 参加可能人数 | 1事業者5名まで |
| (4) 参加申込み | |

現地説明・見学会参加申込書(様式1)を提出すること。

①提出期限

「3 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

②提出場所

「13 担当部署・問い合わせ先」に記載のとおり。

③提出方法

申込書提出は、持参、郵便又は電子メールによるものとし、上記期限までに必着のこと。
持参以外の方法で提出した場合は、到着したことを「13 担当部署及び問い合わせ先」
に電話で確認すること。

6 企画提案の参加資格

企画提案を行う者は、「(4) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加者に共通する参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者、及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 法人税、法人事業税、消費税、山梨県税を滞納していない者であること。

(2) 個別業務における参加資格

①設計業務に係る要件

- ア 建築士法第23条第1項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 本業務の配置予定技術者において、一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- ウ 過去1年以内に、設計に係る業務を完了させた実績を有すること、及び過去5年以内に、同種又は類似の設計に係る業務を受託した実績を有すること。

②施工業務に係る要件

- ア 山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿（建築一式）」に登載されていること。
- イ 契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者であって、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できるものであること。
- ウ 建設業法に基づく適正な技術者1名を配置すること。

(3) 本業務の参加者は協力事業者を加えることができる。その場合、参加者が①、②の要件を満たさない場合も、協力事業者が満たしていれば参加可能とする。ただし、その協力事業者は、単独又は他の参加者の協力事業者としてこのプロポーザルには参加できないものとする。また、協力事業者も(1)の要件を満たすこと。

(4) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。なお、協力事業者についても、必要な書類を添付すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式2）
（共通様式）
- イ 会社概要等整理表（様式3）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

ウ 登記事項証明書（個人の場合住民票）

エ 誓約書・役員名簿（様式5-1・5-2）

オ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

※都道府県税の納税証明書（県税に未納がない旨の証明書）

国税の納税証明書

（設計業務に係る様式）

カ 一級建築士事務所の登録通知書の写し又は登録証明書の写し

キ 配置技術者の資格者証（一級建築士）

ク 過去1年間以内に設計に係る業務を完了させた実績、及び過去5年以内に、同種又は類似の設計に係る業務を受託した実績（様式4）

（施工業務に係る様式）

ケ 配置予定の技術者に関する調書（様式6）

（5）企画提案応募資格確認申請書の提出期限

「3 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

（6）企画提案応募資格確認申請書の提出場所

「13 担当部署・問い合わせ先」に記載のとおり。

（7）企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参、郵便又は電子メールによるものとし、上記期限までに必着のこと。持参以外の方法で提出した場合は、到着したことを「13 担当部署・問い合わせ先」に電話で確認すること。

なお、持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から17：00とする。

7 企画提案に係るスケジュール

（1）質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式7）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

〔山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課 文化企画・施設担当〕

メールアドレス bunka@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和6年7月24日（水）から8月8日（木）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

（2）企画提案書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

①企画提案書（様式8）

②業務実施体制（様式8-1）

③業務実施スケジュール（様式任意）

④企画提案書（様式任意）

・A4版、横型、横書き

・仕様書の内容に留意した上で、別紙審査基準「企画提案内容」の評価項目②～⑦に沿った提案書を作成すること。

・イメージ図やイラスト等により施設全体をイメージできるよう工夫すること。

・仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、上限額の範囲内で積極的に提案すること。

⑤参考見積書（様式任意）

・様式は任意とし、企画業務、設計業務、施工業務、備品設置業務ごとの内訳の詳細が分かるよう作成すること。

・見積額は2（3）の提案上限額の範囲内とすること。

⑥法人の概要書

・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

・直近の決算資料（損益計算書・貸借対照表）など財務状況が確認できる資料を添付すること

イ 提出部数及び提出方法

書面により正本1部、副本6部提出する。

提出は、持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを「13 担当部署・問い合わせ先」へ電話で確認すること。

ウ 提出期限

「3 企画提案に係る日程」に記載のとおり

エ 提出先

「13 担当部署・問い合わせ先」に記載のとおり。

8 審査について

(1) 審査

① 企画提案書の審査は、山梨県立美術館附属デザインセンター整備調査支援業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）が行う。

② 審査はプレゼンテーション・ヒアリングにより、企画提案内容等について総合的に審査し、審査員の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点の者を最優秀提案者とする。

③ 最高得点の者が同点の場合、審査会において協議の上、最優秀提案者を決定する。

(2) 審査結果

① 審査の結果については、企画提案者全員に文書にて通知する。

② その他

- ・ 総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者としなないことがある。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時

令和6年8月30日（金）を予定しているが、詳細は別途連絡する。

(2) 場所

山梨県庁内（詳細は別途連絡する。）

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分程度（提案書説明20分、質疑応答10分、準備・入退室時間を含む）

提案書説明については、20分が経過した場合は、直ちに終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ① 基本的に提出された企画提案書・見積書をもとに審査を行うものとする。
- ② 企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこと。
- ③ 会場には山梨県でプロジェクター及びスクリーンを用意するため、事前にプレゼンテーションのデータを送付すること。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ④ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ⑤ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・ 本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・ 企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。

(7) 2件以上の企画提案をしたとき。

11 契約

(1) 契約の方法

審査の結果、最優秀提案者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に県に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

12 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「6 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、企画提案不参加表明書（様式9）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。
- ・ 提出書類の内容及び審査の結果により、本業務の契約書、仕様書に反映する場合がある。

13 担当部署・問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課 文化企画・施設担当

- ・ 所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 防災新館3階
- ・ 電話番号 055-223-1790（直通）
- ・ メールアドレス bunka@pref.yamanashi.lg.jp